

船舶油濁損害賠償保障法施行規則

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(船舶内の場所)

第二条 法第二条第六号イの国土交通省令で定めるタンカー内の場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 貨物艙内
- 二 燃料タンク内
- 三 スロップタンク内

(混合物)

第三条 法第二条第六号イの国土交通省令で定める混合物は、次に掲げる混合物とする。

- 一 水バラストであつて貨物油又は燃料油を含むもの
- 二 貨物艙の洗浄水であつて貨物油又は燃料油を含むもの
- 三 ビルジであつて燃料油を含むもの

(保障契約証明書の交付の申請)

第四条 法第十七条第一項の書面の交付を受けようとする者は、第一号様式による保障契約証明書交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 保障契約証明書の交付の申請は、当該保障契約証明書に係る保障契約における保障期間の開始日（当該保障契約について既に保障契約証明書の交付を受けている場合において、当該保障契約証明書の有効期間が満了していないときは、当該有効期間の満了する日）の三月前からすることができる。

3 第一項の申請を代理人により行う場合にあつては、申請書にその権限を証する書面を添付しなければならない。  
(保障契約証明書の再交付の申請)

第五条 法第十七条第四項の再交付を受けようとする者は、第二号様式による保障契約証明書再交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請を、保障契約証明書が損傷し、又はその識別が困難となつたことによりしようとする者は、遅滞なく、当該保障契約証明書を国土交通大臣に返納しなければならない。

- 3 国土交通大臣は、保障契約証明書が滅失したことにより再交付を行った場合は、当該滅失した保障契約証明書が無効であることを告示する。
- 4 前条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。

(手数料)

第六条 第四条第一項の規定による保障契約証明書の交付又は前条第一項の規定による保障契約証明書の再交付を申請しようとする者は、次に掲げる額の手数を納付しなければならない。

- 一 交付の申請 保障契約証明書一枚につき一万四千三百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（以下「電子情報処理組織により」という。）申請する場合にあつては、一万四千円）

二 再交付の申請 保障契約証明書一枚につき一万二千八百円（電子情報処理組織により申請する場合にあつては、一万二千七百円）

- 2 前項の手数は、手数料の額に相当する収入印紙を第四条第一項又は前条第一項の申請書にはつて納付しなければならない。ただし、電子情報処理組織により前項の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

(保障契約証明書の様式)

第七条 保障契約証明書の様式は、第三号様式による。

(保障契約証明書の有効期間)

第八条 保障契約証明書の有効期間は、交付又は再交付の日（交付の日が、保障契約の保障期間の開始日前である場合又は当該保障契約について既に保障契約証明書の交付を受けている場合において、新たに交付を受けた保障契約証明書の交付の日が既に交付を受けている保障契約証明書（以下「旧保障契約証明書」という。）の有効期間の満了する日前であるときにあつては、それぞれ当該保障契約の保障期間の開始日又は旧保障契約証明書の有効期間の満了する日の翌日。以下この条において同じ。）から保障期間の満了する日までの期間とする。ただし、当該期間が当該交付又は再交付の日から一年を超える場合は、一年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、保障契約証明書の有効期間の満了前に当該保障契約証明書に係る保障契約が効力を失うこととなつたときは、当該保障契約証明書もその時において効力を失う。

(保障契約証明書の記載事項の変更の届出)

第九条 法第十八条第一項の変更の届出を行おうとする者は、第四号様式による保障契約証明書記載事項変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 第四条第三項の規定は、前項の届出について準用する。

(特定油量の報告)

第十条 法第二十八条第一項又は第二項の規定により報告を行おうとする者は、毎年二月十五日までに、第五号様式による報告書を提出しなければならない。  
い。

(特定海域)

第十一条 法第三十九条の四第二項の国土交通省令で定める海域は、次に掲げる海域とする。

- 一 東京湾（千葉県洲埼灯台から神奈川県剣埼灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）
- 二 伊勢湾（愛知県渥美郡渥美町大山三角点から三重県石鏡灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）
- 三 瀬戸内海（和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県蒲生田岬灯台まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台まで引いた線、山口県六連島灯台から五六度四、八〇メートルの地点から〇度八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、七二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から山口県六連島鵜ノ石鼻まで引いた線、同島ウドノ鼻から二二三度四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三三度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四四度八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から福岡県和合良島島頂まで引いた線、同島頂から二五七度二、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四六度三〇分に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）

(一般船舶保障契約証明書の交付の申請)

第十二条 法第三十九条の六において準用する法第十七条第一項の書面（以下「一般船舶保障契約証明書」という。）の交付を受けようとする者は、第六号様式による一般船舶保障契約証明書交付申請書を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 一般船舶保障契約証明書の交付の申請は、当該一般船舶保障契約証明書に係る保障契約における保障期間の開始日（当該保障契約について既に一般船舶保障契約証明書の交付を受けている場合において、当該一般船舶保障契約証明書の有効期間が満了していないときは、当該有効期間の満了する日）の三月前からすることができる。

3 第四条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。

(一般船舶保障契約証明書の再交付の申請)

第十三条 法第三十九条の六において準用する法第十七条第四項の再交付を受けようとする者は、第七号様式による一般船舶保障契約証明書再交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の申請を、一般船舶保障契約証明書が損傷し、又はその識別が困難となったことによりしようとする者は、遅滞なく、当該一般船舶保障契約証明

書を地方運輸局長に返納しなければならない。

3 地方運輸局長は、一般船舶保障契約証明書が滅失したことにより再交付を行った場合は、当該滅失した一般船舶保障契約証明書が無効であることを官報に公示する。

4 第四条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。

(手数料)

第十四条 第十二条第一項の規定による一般船舶保障契約証明書の交付又は前条第一項の規定による一般船舶保障契約証明書の再交付を申請しようとする者は、次に掲げる額の手料を納付しなければならない。

一 交付の申請 一般船舶保障契約証明書一枚につき一万四千三百円（電子情報処理組織により申請する場合にあつては、一万四千円）

二 再交付の申請 一般船舶保障契約証明書一枚につき一万二千八百円（電子情報処理組織により申請する場合にあつては、一万二千七百円）

2 前項の手料は、手数料の額に相当する収入印紙を第十二条第一項又は前条第一項の申請書にはつて納付しなければならない。ただし、電子情報処理組織により前項の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

(一般船舶保障契約証明書の様式)

第十五条 一般船舶保障契約証明書の様式は、第八号様式による。

(一般船舶保障契約証明書の有効期間)

第十六条 一般船舶保障契約証明書の有効期間は、交付又は再交付の日（交付の日が、保障契約の保障期間の開始日前である場合又は当該保障契約について既に一般船舶保障契約証明書の交付を受けている場合において、新たに交付を受けた一般船舶保障契約証明書の交付の日が既に交付を受けている一般船舶保障契約証明書（以下「旧一般船舶保障契約証明書」という。）の有効期間の満了する日前であるときにあつては、それぞれ当該保障契約の保障期間の開始日又は旧一般船舶保障契約証明書の有効期間の満了する日の翌日。以下この条において同じ。）から保障期間の満了する日までの期間とする。ただし、当該期間が当該交付又は再交付の日から一年を超える場合は、一年とする。

2 前項の規定にかかわらず、一般船舶保障契約証明書の有効期間の満了前に当該一般船舶保障契約証明書に係る保障契約が効力を失うこととなつたときは、当該一般船舶保障契約証明書もその時において効力を失う。

(一般船舶保障契約証明書の記載事項の変更の届出)

第十七条 法第三十九条の六において準用する法第十八条第一項の変更の届出を行おうとする者は、第九号様式による一般船舶保障契約証明書記載事項変更届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 第四条第三項の規定は、前項の届出について準用する。

(保障契約の締結を証する書面)

第十八条 法第三十九条の七第三項の保障契約の締結を証する書面は、一般船舶に係る次に掲げる事項(同項に規定する保障契約の契約書の写しに記載されている事項を除く。)を証する書面とする。

一 名称

二 船舶番号又は信号符字

三 国際海事機関船舶識別番号

四 国籍

五 総トン数

六 保障契約の有効期間

七 保障契約が法第三十九条の五第一項第一号及び第二号に掲げる損害のいずれをもてん補する保険契約又はその賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する契約であること。

八 保障契約において法第三十九条の五第一項第一号に掲げる損害をてん補するための保険金額又は賠償の義務の履行が担保されている額及び同項第二号に掲げる損害をてん補するための保険金額又は当該契約に係る一般船舶の撤去その他の措置に要する費用の支払が担保されている額

(保障契約情報の通報の方法)

第十九条 法第四十一条の二第一項前段の規定による本邦以外の地域の港から本邦内の港に入港(一般船舶にあつては、特定海域への入域を除く。以下この項、次項、第三項及び次条第九号において同じ。)をしようとする特定船舶(特定海域に入域をする一般船舶を除く。)の船長が行う通報は、本邦内の港に入港をする日の前日(その日が行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項に規定する行政機関の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い行政機関の休日でない日。以下この条において同じ。)の正午までに入港をしようとする本邦内の港を管轄する地方運輸局長に対して行うものとする。

2 法第四十一条の二第一項前段の規定による本邦以外の地域の港から特定海域に入域をしようとする一般船舶であつて本邦内の港に入港をする予定のあるものの船長が行う通報は、特定海域に入域をする日の前日の正午までに、特定海域への入域後に入港をしようとする本邦内の港を管轄する地方運輸局長に対して行うものとする。

3 法第四十一条の二第一項前段の規定による本邦以外の地域の港から特定海域に入域をしようとする一般船舶であつて本邦内の港に入港をする予定のな

いものの船長が行う通報は、特定海域に入域をする日の前日の正午までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める地方運輸局長に対して行うものとする。

- 一 東京湾に入域をしようとする場合 関東運輸局長
- 二 伊勢湾に入域をしようとする場合 中部運輸局長
- 三 紀伊水道から瀬戸内海に入域をしようとする場合 近畿運輸局長
- 四 豊後水道又は関門海峡から瀬戸内海に入域をしようとする場合 九州運輸局長
- 4 前各項の規定にかかわらず、法第四十一条の二第一項の規定による通報は、前各項の通報を行った特定船舶について入港をしようとする本邦内の港を変更する必要がある場合に生じた場合その他やむを得ない事情があると地方運輸局長が認める場合は、本邦内の港に入港をする日の前日の正午以後に行うことができる。

5 法第四十一条の二第一項後段の規定による保障契約情報の変更の通報は、当該保障契約情報に変更があつた場合に、直ちに、当該保障契約情報の通報を行った地方運輸局長に対して行うものとする。

(保障契約情報の通報事項)

第二十条 法第四十一条の二第一項の国土交通省令で定める事項は、特定船舶に係る次に掲げるものとする。ただし、二千トンを超えるばら積みの油の輸送の用に供しているタンカーにあつては、第十号に掲げる事項を除く。

- 一 名称
- 二 船舶番号又は信号符字
- 三 国際海事機関船舶識別番号
- 四 国籍
- 五 船籍港
- 六 総トン数
- 七 所有者等の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先
- 八 船長又は所有者等の代理人の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先
- 九 入港をしようとする本邦内の港の名称及び予定日時
- 十 入域をしようとする特定海域の入域の位置及び入域の予定日時

十一 保障契約の締結の有無

十二 保障契約証明書、責任条約の締結国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面、外国が交付した責任条約第七条第十二項に規定する証明書又は一般船舶保障契約証明書（以下「保障契約証明書等」という。）を有している場合にあっては、当該保障契約証明書等の番号

十三 保障契約証明書等を有していない場合にあっては、次に掲げる事項

イ 保険者等の氏名又は名称

ロ 保障契約の契約書の番号

ハ 保障契約の有効期間

ニ 保障契約が法第三十九条の五第一項第一号及び第二号に掲げる損害のいずれをもてん補する保険契約又はその賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する契約であるか否か。

ホ 保障契約において法第三十九条の五第一項第一号に掲げる損害をてん補するための保険金額又は賠償の義務の履行が担保されている額及び同項第二号に掲げる損害をてん補するための保険金額又は当該契約に係る一般船舶の撤去その他の措置に要する費用の支払が担保されている額

十四 過去一年間における本邦内の港への入港の実績

十五 国土交通省との連絡方法

（やむを得ない事由）

第二十一条 法第四十一条の二第三項の国土交通省令で定めるやむを得ない事由は、特定船舶に係る次に掲げるものとする。

一 荒天又は異常な気象若しくは海象のため、当該特定船舶に急迫した危険があること。

二 船体又は機関の重大な損傷により、当該特定船舶に急迫した危険があること。

三 当該特定船舶内にある者が重傷病を負い、速やかに、医師による診察又は処置を受けさせる必要があること。

四 前三号に掲げるもののほか、当該特定船舶に急迫した危険があること。

2 法第四十一条の二第三項の規定により本邦以外の地域の港から本邦内の港に入港をした特定船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項について、入港後直ちに、入港をした本邦内の港を管轄する地方運輸局長（特定海域に入域した場合には、第十九条第三項各号に掲げる地方運輸局長）に對して行うものとする。

（立入検査をする職員の身分証票）

第二十二條 法第四十二條第二項の職員の身分を示す証票は、第十号様式による。

(権限の委任)

第二十三條 法第三十九條の六において準用する法第十七條第一項、第二項、第四項及び第五項、第十八條並びに第十九條並びに法第四十一條の二第一項及び第三項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長が行うものとする。

2 法第四十二條第一項及び第四十二條の二に規定する国土交通大臣の権限は、当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長も行うことができる。